

## 水道マッピングシステムに関する水道標準プラットフォーム仕様書

### 1 総則

#### (1) 目的

本仕様書は、水道情報活用システムで構築された水道標準プラットフォームを活用することにより、操作性・信頼性に優れた水道マッピングシステムの構築や管内の管路・給水装置の一元管理、横断的なデータの利活用を目的とする。

#### (2) 一般事項

水道情報活用システムは、平成 31 年 4 月 26 日付で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によって公開され、令和 3 年 2 月 25 日に開催された水道情報活用システム標準仕様審査委員会により承認を得て、最新版として改訂された標準仕様（改正）（以下、「水道情報活用システム標準仕様書」という。）に基づいて開発された水道標準プラットフォームを利用したシステムの構築や、データ移行、他システムとのデータ流通のための外部連携、並びにそれに付随する業務を実施するものである。

受注者は業務の実施に当たり、水道標準プラットフォームに関する事項について、水道標準プラットフォームを提供する事業者（以下、「プラットフォーム」という。）と連携して実施すること。

なお、広島県水道広域連合企業団においては、既に広域運転監視システムにおいて水道標準プラットフォームを利用しており、踏まえて効率的な提案とすること。

参考）[広島県水道広域連合企業団 広域計画（p. 12）](#)

### 2 業務概要

#### (1) 水道標準プラットフォームに関する業務の範囲

- ア 水道標準プラットフォームに対応した水道マッピングシステム構築
- イ 水道情報活用システム標準仕様書に基づくシステム構築
- ウ 水道マッピングシステム用データ移行及び構築
- エ 発注者のゼロトラストネットワークを経由してマッピングシステムを利用するためのシステム構築およびネットワーク設定。ただし必要となる発注者のゼロトラストネットワークの設定については、発注者の分担とする。
- オ マッピングシステムの構築、保守、利用に必要となるネットワーク構築
- カ その他上記の構築業務に係るソフトウェアやハードウェアなどの機器調達・導入・設定作業等
- キ 水道標準プラットフォームから提供されるデータ流通・蓄積サービスを利用して、マッピングシステムのマッピングデータを水道標準プラットフォームに蓄積する。

なお、水道標準プラットフォームに蓄積されるマッピングデータは、前回蓄積分との差分となるマッピングデータを少なくとも毎月 1 回以上蓄積すること。また蓄積するマッピングデータは、水道情報活用システム基本仕様書（WPSC001）、水道情報活用システム基本仕様書別冊マッピングベンダー向けデータ共有仕様書（WPSC011）、水道情報活用システム基本仕様書別冊アプリベンダー向け標準インターフェイス仕様書（WPSC002）及び関連する水道情報活用システム標準仕様書に則ること。

### 3 システム保守

#### (1) 障害対応

- ア 受注者は障害発生時、速やかに障害の切り分けを行い、水道標準プラットフォーム側の不具合の対応については、プラットフォームと連携して対応すること。
- イ 受注者は、障害発生時に備え、適切で迅速な連絡体制を構築し、プラットフォームおよび発注者に通知すること。また、連絡体制表の担当者の連絡先が変更になった場合は速やかに変更を行うこと。
- ウ 受注者は、障害の予兆または障害を発見した場合は、発注者へ報告するとともに障害原因を除去するための保守を行うこと。
- エ 受注者は、障害に対して一括して対応し、システムが正常に動作する状態へ復旧させること。
- オ 受注者は、機器の故障によるデータ破損等、発注者では対応できない場合のデータ復旧を行うこと。

#### (2) 水道標準プラットフォーム上での保守

- ア 受注者は、原則として 24 時間 365 日（最小限の計画停止、定期保守、水道標準プラットフォームに起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。また、問い合わせについては、メールで、24 時間 365 日受付可能なこと。（ただし、障害対応の一時窓口は受注者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。）
- イ 受注者は、システムの異常時には速やかに発注者に通知すること。
- ウ 受注者は、マッピングシステムのシステムダウンまたは機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。
- エ 受注者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。また、保守を適切に実施できる体制を構築し、保守体制連絡表を発注者に通知すること。
- オ 水道標準プラットフォーム利用における受注者及びプラットフォームの運用・保守責任範囲は、次のとおりとする。
  - 受注者の運用・保守責任範囲  
水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲については、水道標準プラットフォーム内の事業者テナントにおける水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスで提供される仮想サーバ (OS)・ミドルウェア・アプリケーションを受注者の運用・保守責任範囲とする。
  - プラットフォーマーの運用・保守責任範囲
    - ・ 水道標準プラットフォームのプラットフォーム基本サービスにおける運用・保守責任範囲について、水道標準プラットフォーム上で提供されるハードウェア、仮想化基盤、仮想サーバ (OS)、ミドルウェアまでをプラットフォームの運用・保守責任範囲とする。
    - ・ 水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲について、水道標準プラットフォーム上で提供されるハードウェア、仮想化基盤までをプラットフォームの運用・保守責任範囲とする。
    - ・ 水道標準プラットフォームの運用・保守責任の詳細については、プラットフォームに問い合わせること。

### (3) システム引き継ぎに関する事項

ア マッピングシステムの使用期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他業務の終了事由の如何を問わずマッピングシステムの使用が終了する場合は、受注者はマッピングシステムの使用終了日までに、発注者がマッピングシステムを使用して行っている業務を継続して遂行できるよう誠意を持って協力するものとする。

イ システム使用期間終了時、マッピングシステムが有するデータについて、受注者は水道情報活用システム標準仕様書で定められた方式により水道標準プラットフォーム上のファイル蓄積に CSV 形式、Shape ファイル形式でデータを出力すること。また、水道標準プラットフォーム内のマスターにデータ登録を行い、発注者に誠意をもって協力するものとする。